

組合員企業の経営革新で組合を活性化する！

中小企業支援ネットワーク強化事業

～中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新」のススメ～

◆組合活性化に中小企業支援ネットワーク強化事業をご活用下さい！（※費用負担なし）

中央会では、「中小企業支援ネットワーク強化事業」を活用し、組合等連携組織に集う中小企業が新たな課題に挑戦する“高い志”を重点的に支援します。特に、組合員企業の「経営革新」など、更なる成長への活路を見出すための取組みに対して積極的な支援を展開します。

※経営革新とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、例えば、新商品の開発や新たなサービス展開など、経営を改善していくための取組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。中小企業者が作成するこの計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、課税の特例等の支援措置の対象となります。

■巡回相談

中小企業支援の実績等が豊富な相談員（アドバイザー）が、課題解決のお手伝いをします。

■専門家の派遣

必要に応じ、課題解決に適した専門家派遣も行います（派遣は3回まで無料）。

■集団支援相談

組合での会合（理事会、定例会 etc.）があれば、ぜひ中央会までご連絡下さい。組合員を元気づけるための施策等、経営力向上に有益な情報の提供を行います。また、従来の経営に対する問題意識の発露と、経営課題解決のための気づきを促し、企業の経営革新へと繋げます。

➔ 新たな取組みによる付加価値（お金をもらう理由）や、差別化・革新性（ライバルに勝つ理由）の要素を、経営革新計画（ビジネスプラン）として行動計画にまとめます。

◆経営革新計画が承認された場合の支援措置（参考）

事業主が描く会社の「あるべき姿（経営革新）」への改革線上に、「使える施策（中小企業新事業活動促進法）」があるならば、これを利用しない手はありません。

申請した経営革新計画が承認された場合、以下の支援措置を活用することができます。

- ・県制度融資（挑戦資金）・政府系金融機関による低利融資制度・その他低利融資制度（商工中金）・中小企業信用保険法の特例・設備投資減税・小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
- ・中小企業投資育成株式会社の特例・高度化融資制度・特許関係料金減免制度・販路開拓コーディネーター事業・ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成）・ちば中小企業元気づくり助成事業（新商品・新技術・特産品等開発助成）

（※計画の承認後、利用を希望する支援策の申請先である支援機関の審査が別途必要です。）

◎経営革新についてのお問合せは、本会経営支援部（TEL 043-306-3282）まで。

節電へのご協力をお願い

今夏、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫が予想されており、政府が表明した15%の需要抑制目標達成に向け、産業界・国民一丸となった取り組みが求められています。特に電力需要がピークとなる平日9時～20時は電力使用の抑制に努め、節電対策へのご協力をお願いいたします。

■詳しくは経済産業省ホームページをご覧ください。
<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

節電のポイント

- ・エアコン設定温度は28℃を目安に※
- ・照明の削減（看板の消灯、窓際での消灯）
- ・LEDなど高効率照明への切り替え
- ・不要な機器のプラグをコンセントから抜く（待機電力の削減）など

※エアコンの使用を過度に控えると室温が上昇し、熱中症を引き起こす恐れがあります。無理のない範囲でのご協力をお願いいたします。